入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日: 令和5年8月18日)

1				(ホームページ掲載日:令和5年8月18日)
開催	日及び場	計		令和5年6月28日(水曜日) 九州森林管理局4階 第2会議室
委員				鹿瀬島正剛(弁護士)諏佐マリ(熊本大学法学部准教授)村中剛士(公認会計士)
審議	 賽議対象期間			令和4年10月1日~令和4年12月31日、令和5年1月1日~3月31日
審議対象案件				394件 うち、1者応札案件192件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
抽出案件				10件 うち、1者応札案件 5件 (抽出率3%) (抽出率3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率 %)
	工事	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		指	公募型指名競争	
		名 競	工事希望型競争	
		争	その他の指名競争	
		随意契約		2件 うち、1 者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	業務	一般競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		指名競争	公募型競争	
抽			簡易公募型競争	
出			その他の指名競争	
案件内		随意却	公募型プロポーザル	
訳			簡易公募型プロポーザル	
		契約	標準型プロポーザル	
			その他の随意契約	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	物品・役務等		般 競 争	2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		指 名 競 争		
		随意契約(企画競争・公募)		
		随意契約(その他)		3件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	(特記事	事項)		特になし

	質問	回答
委員からの意見・質	○指名停止について	
問それに対する回答等	・九州電力が、3月にカルテルによる独占禁止法違反に問われたが、指名停止には該当しなかったのか。	・指名停止は、本庁指示により該当局が措置を行うが、 今回の委員会までに指示が無かったことから該当無しと した。
	○抽出事業について	
	二日を促進するための施工工事(受注者希望型)とあるが、受注者希望型とはどのようなものか。	・契約後に協議を行い、受注者が週休2日の取組を実施するとして、工程表等で計画する方式。積算段階で週休二日を前提に設計していることから、実行できなければ減額となり、工事成績評定においても評価されないなどのペナルティがある。
	・この入札においては、入札広告から技術提案書の提出期限まで実質10日の期間で設定されている。週休二日を促進するのであれば、期間は出来るだけ長く取ってもらいたい。	・資料提出の期限等については、出来るだけ長く設定するよう取り組んでいきたい。
	調不落となったため、見積書を徴収して不落随契を 行ったとあるが、複数回の入札が不調となった場合に	・契約締結後の公表までは、予定価格の提示は出来ないため、予定価格での契約は出来ないところ、入札不調となり予定価格と入札金額が比較的近かった場合に、見積書の提出を依頼し予定価格の範囲内であれば契約を行うこととしている。
	・この工事は、離島で特殊な工事内容ということだが、特殊な条件であれば、国土交通省では入札の際に見積を活用した方法の導入を始めていると聞いている、この方法の導入はされていないのか。	・適用されていない状況で、一般競争入札が基本となっている。
	・No.3(峰越連絡(高隈線)林道災害復旧工事)について、予定価格と入札価格が比較的近かったとあるが、比較的近いという基準は設定されているのか。	
	・災害復旧で急を要する工事を、複数回の入札にかけ 実行が遅れるというのはどうか。災害復旧など急を要す る工事は、分かりやすく何回入札を実施したら、随意契 約へ移行できるというような規程を設けてはどうか。検討 頂きたい。	
		・毎年度当初に公募を行い選定している。また、選定に当たっては局内に評価委員会を設置し、応募された業者の資料を評価し選定している。
		・総合評価方式は、予定価格の総額が1,000万円を超えるものとなっているが、造林事業は作業種が1種のものは総合評価方式によらなくてもよいと別途規定しており、この事業は1種(伐倒駆除)のみであったことから、総合評価方式としていない。
		・予定数量を30%以上超えた場合は、変更契約を行うこととなっている。予算事情もあり調整が必要になるため、上限なしとはならない。
	・No.10(林産物委託販売業務)について、企画競争とあるが入札に際しどのような提案をさせたのか。	・企画競争は、販売委託先を選定する際に業務の実施体制や販売能力等を提案していただき、評価を行って業者を選定するもので、今回の契約は選定された事業者から、委託先として有利となる業者を選定し契約を行ったもので、この契約に際し企画競争を行ったものではない。
		・販売額に対して手数料としての支払いがあるので、木材価格が上昇し販売額が上がれば手数料も増え、受託業者への支払額も増えるということになる。
委員会による意見の 具申又は勧告の内 容[これらに対し部局 長が講じた措置]	特になし	

事務局:九州森林管理局企画調整課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。 (注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。